

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第13号

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「者」の右に「及び再任用教職員（教職員条例第4条第6項に規定する再任用教職員をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条第2項中「基礎在職期間（教職員）」の右に「（再任用教職員を除く。）」を加え、「幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校又は特別支援学校」を「大学又はこれに附属して設置する学校」に改め，同条第6項及び第7項各号中「49.59」を「47.709」に改める。

第12条第1項中「再び教職員」の右に「（再任用教職員を除く。）」を，「ときは」の右に「，教職員が退職手当の支給を申し出た場合を除き」を加える。

附則第2項第1号を削り，同項第2号中「48.285」を「46.454」に，「48.4765」を「46.63015」に改め，同号を同項第1号とし，同項第3号中「48.285」を「46.454」に，「48.3765」を「46.53015」に改め，同号を同項第2号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.256	0.837	0.502	21	27.872	17.867	17.867
2	2.511	1.674	1.004	22	29.379	18.833	18.833
3	3.767	2.511	1.507	23	30.885	19.798	19.798
4	5.022	3.348	2.009	24	32.392	20.764	20.764
5	6.278	4.185	2.511	25	33.899	21.592	21.592

6	7.533	5.022	3.767	26	35.405	23.55	23.55
7	8.789	5.859	4.395	27	36.912	25.51	25.51
8	10.044	6.696	5.022	28	38.418	27.469	27.469
9	11.3	7.533	5.65	29	39.925	29.429	29.429
10	12.555	8.37	6.278	30	41.432	31.388	31.388
11	13.937	9.291	9.291	31	42.687	32.434	32.434
12	15.317	10.211	10.211	32	43.943	33.48	33.48
13	16.699	11.132	11.132	33	45.198	34.527	34.527
14	18.079	12.053	12.053	34	46.454	35.573	35.573
15	19.461	12.974	12.974	35	47.709	36.619	36.619
16	20.841	13.894	13.894	36	47.709	39.172	39.172
17	22.223	14.815	14.815	37以上	47.709	在職1年 を増す ごとに 1.088を 加える。	在職1年 を増す ごとに 1.088を 加える。
18	23.603	15.736	15.736				
19	24.985	16.656	16.656				
20	26.366	16.901	16.901				

別表第2第5号区分の項第2号中「府小学校等教育職員給料」を「府小学校等教育職員給料表」に改める。

別表第3第4号区分の項第1号ウ中「125号給」の右に「(実習助手にあつては、97号給)」を加え、第5号区分の項第2号中「府小学校等教育職員給料」を「府小学校等教育職員給料表」に改める。

別表第4第3号区分の項第2号イ中「もの」を「者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項及び第7項、附則第2項及び別表第1の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の京都市教職員の

退職手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)